

公共事業の入札に参加する皆様へ

～新型コロナウイルス感染症による影響を受けた場合の対応について～

公共事業の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策として、県では次のとおり対応していますのでお知らせします。

- 1 従事者や資機材の確保が困難となったこと（従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、必要がある場合を含む）等により、受注者の申し出がある場合は、従事者の感染等の有無を問わず、一時中止や工期延長、及び一時中止に伴う経費の負担を行う。
ただし、災害復旧等の緊急を要するものについては、県民の生活や安全の確保の観点から受発注者間で協議が必要。
- 2 検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限りWEBを活用するなど、受発注者間で協議のうえ適切に対応する。
- 3 受注者の資金繰りに支障が生じることがないように、受注者の意向も踏まえ、請求があった場合は、できる限り速やかに中間前金払及び部分払を行う。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例：必要な資格を有する代理技術者の配置、品質確保等に支障の無い範囲内での、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保等）とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えないこととする。
- 5 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や、工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も、真にやむを得ない場合として、監理技術者等の工期途中での交代を認める。
- 6 専任の監理技術者等について、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う育児のため、要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。
- 7 受注した工事・業務においては、感染の予防対応、拡大防止対策を適切に講じるとともに、従事者に感染者等が確認された場合は、直ちに発注者へ報告するようお願いいたします。